

# 大分県青少年育成県民会議シンボルマーク使用要領

## (趣旨)

第1 この要領は、青少年の健全育成を推進するため、個人、団体又は企業等が大分県青少年育成県民会議のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用届)

第2 シンボルマークを使用しようとするものは、あらかじめ大分県青少年育成県民会議シンボルマーク使用届出書に必要な書類を添付して、大分県青少年育成県民会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県青少年育成県民会議会員が使用するとき。
- (2) 県及び市町村が使用するとき
- (3) その他会長が適当と認めるとき。

## (届出の受理)

第3 前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 県民会議の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) シンボルマークを使用する者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- (5) その他会長が不適當と認めたとき。

## (使用料)

第4 使用料は無料とする。

## (使用の禁止)

第5 シンボルマークの使用方法等について、会長が不適當と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。